

様

大田原市長



認定を取り消す旨の通知書

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、次の建築物の認定低炭素建築物新築等計画についてはその認定を取り消しましたので、通知します。

これにより、認定通知書は、その効力を失います。

1 認定番号 第 号 認定年月日 年 月 日

2 認定建築主の住所

3 認定に係る建築物の位置

4 認定取消し理由

（審査請求等）

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大田原市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大田原市を被告として（訴訟において大田原市を代表する者は大田原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起できます。